

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会 廃棄物処理制度専門委員会

廃棄物処理法 政省令事項素案

- ※ 以下「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 34 号。以下「改正法」という。）による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律をいい、「現行令」とは、現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令をいい、「現行規則」とは、現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則をいい、「現行基準省令」とは、現行の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令をいう。
- ※ 以下において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において使用する用語の例による。
- ※ 内容の変更を伴う改正を行わない項目については、記載していない（法改正に伴う用語の整理や、条ずれ対応等技術的修正は、別途行うものとする。）。

1. 帳簿（法第 12 条第 13 項関係）

法第 12 条第 13 項において、事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者で政令で定めるものについて帳簿の備え付けが義務付けられており、現在は産業廃棄物処理施設を設置している事業者がその対象となっている（現行令第 6 条の 4）。

(1) 帳簿を備えることを要する事業者（現行令第 6 条の 4 関係）

帳簿を備え付ける義務を有する事業者は、

- ① 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う事業者
- ② 事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場内に設置された、許可対象とされていない小規模な焼却施設において、自ら当該産業廃棄物の焼却を行う事業者を追加するものとする。

(2) 帳簿記載事項（現行規則第 8 条の 5 第 1 項関係）

(1)により新たに帳簿を記載する事業者に関する帳簿記載事項を、次のとおりとする。

①の事業者にあつては、事業場の外において自ら処分する産業廃棄物の種類ごとに、次のとおりとする。

- ・ 運搬：産業廃棄物を生じた事業場、運搬年月日、運搬方法及び運搬先ごとの運搬量、積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
- ・ 処分：産業廃棄物の処分を行った場所、処分年月日、処分方法ごとの処分量、処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

ただし、(1)①の事業者が、法第 15 条に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設において産業廃棄物を処分する場合にあっては、現行制度上既に帳簿の備え付けが義務付けられていることから、処分に関する記載は不要とする。

②の事業者にあつては、当該焼却施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、次のとおりとする。

- ・ 処分：処分年月日、処分方法ごとの処分量、処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

2. 事業場外の保管届出（法第 12 条第 3 項及び第 4 項並びに第 12 条の 2 第 3 項及び第 4 項関係）

事業者は、環境省令で定める産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の保管（環境省令で定めるものに限る。）を行おうとするときは、非常災害のために必要な応急措置として行う場合その他の環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする（法第 12 条第 3 項及び第 12 条の 2 第 3 項）。

非常災害のために必要な応急措置として保管をしたときは、当該保管をした日から起算して 14 日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない（法第 12 条第 4 項及び第 12 条の 2 第 4 項）。

法律の施行日時点で行われている保管については、環境省令で定めるところにより、施行日から 3 か月以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない（改正法附則第 6 条）。

(1) 届出対象となる廃棄物（法第 12 条第 3 項及び第 12 条の 2 第 3 項関係）

法第 12 条第 3 項及び第 12 条の 2 第 3 項の環境省令で定める産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物は、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）とする。

(2) 届出対象となる保管（法第 12 条第 3 項及び第 12 条の 2 第 3 項関係）

法第 12 条第 3 項及び第 12 条の 2 第 3 項の環境省令で定める保管は、300 m²以上の保管場所¹で行う保管とする。

ただし、以下の保管については、別の制度により当該保管について都道府県知事が把握することができることから、本制度による届出義務の対象からは除外する。

- ・ 排出事業者が産業廃棄物収集運搬業の許可（積替保管を含む。）又は産業廃棄物処分業の許可を受けており、その許可の範囲で行う保管
- ・ 排出事業者が産業廃棄物処理施設の設置許可を受けており、当該施設で行う処分又は再生に当たって行う保管

¹ 保管の規模については、保管場所の囲いの面積によって算定することとする。

- ・ 排出事業者がPCB特別措置法第8条の届出を行った場合における当該届出に係るPCB廃棄物の保管

(3) 届出事項（法第12条第3項及び第12条の2第3項関係）

法第12条第3項及び第12条の2第3項で定める環境省令は、次のとおりとする。

① 届出書には、以下の事項を記載することとする。

- ・ 保管場所としての使用開始年月日
- ・ 保管を行おうとする排出事業者の氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名及び連絡先
- ・ 保管を行おうとする場所の所在地、面積
- ・ 保管を行おうとする産業廃棄物の種類
- ・ 保管の方法（屋外・屋内、容器の使用の有無等）
- ・ 当該保管場所において保管することができる産業廃棄物の量の上限
- ・ 屋外で容器を用いずに保管を行おうとする場合にあっては産業廃棄物の高さの上限
- ・ 保管場所が排出事業者の所有する土地でない場合にあっては、保管場所の土地の所有者等の氏名又は名称

② 届出書には、以下の書類を添付することとする。

- ・ 保管場所付近の見取図
- ・ 保管場所の区域及び面積を明らかにする平面図
- ・ 保管場所の土地の登記事項証明書（保管場所が排出事業者の所有する土地でない場合にあっては、当該土地に係る賃貸借契約書その他の当該土地の使用権原を証する書類の写し）

(4) 事後届出の対象となる場合

法第12条第3項及び第12条の2第3項の環境省令で定める場合は、非常災害のために必要な応急措置として当該保管を行う場合とする。

(5) 事後届出の届出事項

法第12条第4項及び第12条の2第4項で定める環境省令は、次のとおりとする。

① 届出書には、以下の事項を記載することとする。

- ・ 保管を開始した日、保管期間
- ・ 保管をした排出事業者の氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名及び連絡先
- ・ 保管をした場所の所在地、面積
- ・ 保管をした産業廃棄物の種類
- ・ 保管の方法（屋外・屋内、容器の使用の有無等）
- ・ 当該保管場所において保管することができる産業廃棄物の量の上限

- ・ 屋外で容器を用いずに保管した場合にあっては産業廃棄物の高さの上限
- ・ 保管場所が排出事業者の所有する土地でない場合にあっては、保管場所の土地の所有者等の氏名又は名称
- ・ 応急措置として保管した理由

② 届出書には、以下の書類を添付することとする。

- ・ 保管場所付近の見取図
- ・ 保管場所の区域及び面積を明らかにする平面図
- ・ 保管場所の土地の登記事項証明書（保管をした土地について事業者が所有権を有さない場合にあっては、当該土地に係る賃貸借契約書その他の当該土地の使用権原を証する書類の写し）

(6) 届出事項の変更時²の届出

(3)の届出を行った事業者は、届出事項を変更しようとする場合には、事前に、届出事項のうち変更のあるものについて届出を行わなければならないこととする。

(7) 施行日時点で行われている保管についての届出

(3)の場合と同様の届出書及び添付書類により届出を行うこととする。

3. マニフェストの保存（法第 12 条の 3 第 2 項関係）

産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付した事業者は、当該マニフェストの写しを当該交付をした日から環境省令で定める期間保存しなければならない（法第 12 条の 3 第 2 項）。

法第 12 条の 3 第 2 項で定める環境省令で定める期間は、最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写し（運搬又は中間処理のみを委託した場合にあっては、当該運搬又は中間処理が終了した旨が記載されたマニフェストの写し）の送付を受けた日から 5 年間とする。

ただし、現行規則第 8 条の 28 に定める期間³までにマニフェストの写しの送付を受けない場合にあっては、現行規則第 8 条の 29 の規定に基づき講ずべき措置として報告書を都道府県知事に提出した日から 5 年間とする。

² 保管を終了する場合も、保管を行う土地の面積に変更が生ずることから、変更届出が必要となる。

³ 運搬又は中間処理にあってはマニフェスト交付の日から 90 日（特別管理産業廃棄物の場合は 60 日）、最終処分にあってはマニフェスト交付の日から 180 日

4. 処理困難通知（法第 14 条第 13 項及び第 14 項並びに第 14 条の 4 第 13 項及び第 14 項関係）

産業廃棄物処理業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として環境省令で定める事由が生じたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該委託をした者に書面により通知しなければならない（法第 14 条第 13 項）。

産業廃棄物処理業者は、通知をしたときは、当該通知の写しを当該通知の日から環境省令で定める期間保存しなければならない（法第 14 条第 14 項）。

特別管理産業廃棄物処理業者についても同様とする（法第 14 条の 4 第 13 項及び第 14 項）。

マニフェストを交付した事業者は、一定期間内に、産業廃棄物処理業者からマニフェストの写しの送付を受けないとき、記載事項が記載されていないマニフェストの写し若しくは虚偽の記載のあるマニフェストの写しの送付を受けたとき、又は処理困難通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならない（法第 12 条の 3 第 8 項）。

- (1) 現に委託を受けている産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由（法第 14 条第 13 項及び第 14 条の 4 第 13 項関係）

法第 14 条第 13 項及び第 14 条の 4 第 13 項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。

① 故障、事故

故障、事故等により、事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含み、運搬車及び運搬船を除く。）が稼働しなくなったことにより、保管量が法定の上限に達したこと。

② 事業の廃止

産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲の全部又は一部を廃止したこと。

③ 施設の休廃止

法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設により受託した産業廃棄物を処理している場合において当該許可に係る施設を廃止したこと、又は当該許可に係る施設を休止したこと。

④ 欠格要件該当

産業廃棄物処理業者が、禁錮以上の刑に処せられたこと、廃棄物処理法等の規定に違反し罰金の刑に処せられたことその他法第 14 条の 2 第 3 項の規定により都道府県知事への届出が義務付けられている欠格要件のいずれかに該当するに至ったこと。

⑤ 埋立終了（最終処分場の場合）

埋立処分を受託した場合であって、法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた最終処分場に係る埋立処分が終了したこと。

⑥ 行政処分

次の行政処分を受けたこと

- ・ 法第 14 条の 3（第 14 条の 6 の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく事業停止命令
- ・ 法第 15 条の 2 の 7 の規定に基づく産業廃棄物処理施設の使用停止命令
- ・ 法第 15 条の 3 の規定に基づく産業廃棄物処理施設設置許可の許可取消処分
- ・ 法第 19 条の 5 の規定に基づく措置命令

次の行政処分を受けたことにより、保管量が法定の上限に達したこと。

- ・ 法第 15 条の 2 の 7 の規定に基づく産業廃棄物処理施設の改善命令
- ・ 法第 19 条の 3 の規定に基づく改善命令

(2) 通知手続（法第 14 条第 13 項及び第 14 条の 4 第 13 項関係）

法第 14 条第 13 項及び第 14 条の 4 第 13 項の通知は、以下のとおり行うものとする。

- ① 産業廃棄物処理業者は、(1)の事由が発生してから 10 日以内に、委託者に書面で通知しなければならないこととする。
- ② 通知には以下の事項を記載しなければならないものとする。
 - ・ 産業廃棄物処理業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - ・ 事由の内容（事業の廃止及び施設の休廃止の場合にあっては、変更前及び変更後の内容が明らかになるように記載すること。故障、事故、埋立終了の場合を除き、根拠条文を明記すること。）
 - ・ 事由の発生日

(3) 通知の写し保存期間（法第 14 条第 14 項及び第 14 条の 4 第 14 項関係）

法第 14 条第 14 項及び第 14 条の 4 第 14 項の環境省令で定める期間は、通知をした日から 5 年間とする。

(4) 処理困難通知を受けたときの事業者の適切な措置の内容

マニフェストを交付した事業者は、当該マニフェストの写しの送付を受けていない処理業者から処理困難通知を受けたときは、虚偽マニフェストの写しの送付を受けたとき等と同様、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、通知を受けた日から 30 日以内に、措置内容等報告書を都道府県知事に提出するものとする。

(5) 電子通知

処理困難通知の発出及び当該通知の写しの保存は、電子ファイルで行うことを可能とする。

5. 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外（法第 21 条の 3 関係）

建設工事に伴い生ずる廃棄物については元請業者が排出事業者となるが（法第 21 条の 3 第 1 項）、環境省令で定める廃棄物について当該建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合には、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす（法第 21 条の 3 第 3 項）。

法第 21 条の 3 第 3 項の環境省令で定める廃棄物は、次のいずれにも該当するものとする。

- ① 建築物その他の工作物に係る維持修繕工事（新築工事若しくは増築工事又は解体工事を除く。）であってその請負代金の額が 500 万円以下である建設工事（ただし、同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなす。）又は新築工事若しくは増築工事若しくは維持修繕工事の工事完成引き渡し後、それらの工事の一環として行われる軽微な修繕工事（瑕疵補修工事）であって、請負代金相当額が 500 万円以下である建設工事に伴い生ずる廃棄物であること。
- ② 特別管理廃棄物以外の廃棄物であること。
- ③ 1 回に運搬する廃棄物の容積が 1 m³ 以下であることが明確な廃棄物であること。
- ④ 当該運搬の途中で積替えのための保管を行わないものであること。
- ⑤ 運搬先が元請業者の指定する保管場所（元請業者が所有し、又は使用権原を有するものに限る。）又は廃棄物の処理施設（元請業者が設置するものに限る。）であって、当該廃棄物が排出される事業場（すなわち建設工事現場）と同一の都道府県に存するものであること。
- ⑥ 下請負人が、建設工事に係る請負契約に基づき自ら運搬する廃棄物について、当該廃棄物を生じることとなる事業場の位置、廃棄物の種類及び量、運搬先並びに当該廃棄物の運搬を行う期間等を具体的に記載した別紙（元請業者及び下請負人の押印がなされたもの）を作成し、当該別紙及び請負契約の写し（瑕疵補修工事にあつては、これらに加え、建築物その他の工作物の引渡しがなされた事実を確認できる資料）を携行するものであること。

6. 会社法改正に伴う経理的基礎に関する提出書類の見直し（現行規則第 3 条及び第 11 条等関係）

廃棄物処理施設を設置しようとする者等が法人である場合には、許可等の申請時に、直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類を申請書に添付するものとする（現行規則第 3 条第 5 項第 7 号等）。

改正会社法の施行に伴い、法人会計に係る計算書類の構成が変更され、従前は貸借対照表及び損益計算書に記載されていた内容の一部が、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載されることとなったことから、廃棄物処理施設の設置許可等の申請に際し必要となる書類に、これらの書類を追加することとする。

7. 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化（法第 24 条の 2 及び現行令第 27 条関係）

この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる（法第 24 条の 2 第 1 項）。

法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、廃棄物再生事業者の登録に関する事務以外の事務は、地方自治法上の指定都市の長、中核市並びに呉市、大牟田市及び佐世保市の長（以下「指定都市の長等」という。）が行うこととする（現行令第 27 条）。

法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、法第 14 条第 1 項及び第 14 条の 4 第 1 項の規定による産業廃棄物収集運搬業許可に関する事務は、産業廃棄物を一の政令市の区域を越えて収集又は運搬を行う場合には、当該政令市の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、産業廃棄物の収集又は運搬に伴い積替え又は保管を行う場合にあっては、従前通り、当該積替え又は保管を行おうとする区域を管轄する政令市の長が行うこととする。

8. 優良な産業廃棄物処理業者に係る許可期間の特例制度（法第 14 条第 2 項及び第 7 項並びに第 14 条の 4 第 2 項及び第 7 項関係）

産業廃棄物処理業の許可は、五年を下らない期間であって当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う（法第 14 条第 2 項及び第 7 項並びに第 14 条の 4 第 2 項及び第 7 項）。

(1) 産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理業の許可の更新申請時に、以下の基準（以下「優良基準」という。）の適合性審査の申請を行うことができる。この場合にあっては、通常の許可申請時の提出書類に加え、当該審査に必要となる資料を提出しなければならない。

- ① 過去 5 年間（当該申請者が 7 年の有効期間に係る許可を受けた者である場合にあっては、当該許可を受けたときから申請の際までの間）、廃棄物処理法、浄化槽法及び現行令第 4 条の 6 各号に掲げる法令に基づく不利益処分（他の都道府県・政令市における不利益処分を含む。）を受けていないこと。
- ② 5 年以上の産業廃棄物処理業の実績を有すること。

③ 事業活動に係る環境配慮の取組が、ISO14001、エコアクション 21 等の認証制度により認められていること。

④ 次に掲げる事項について、申請の際直前の半年間（当該申請者が 7 年の有効期間に係る許可を受けた者である場合にあっては、当該許可を受けたときから申請の際までの間）にわたり、インターネットで公開し、かつ、所定の頻度により更新していること。

- ・ 会社情報（氏名又は名称、住所及び代表者の氏名等）
- ・ 許可内容（事業計画の概要等）
- ・ 施設及び処理の状況（事業の用に供する施設の種類及び数量、産業廃棄物の一連の処理の工程※等）

※ 産業廃棄物の一連の処理の工程には、以下の事項を含めて記載すること。

- a) 過去 1 年間の廃棄物の種類ごとの受入量
- b) 過去 1 年間の処分量（減量を行った量等を含む。）
- c) 過去 1 年間の処分委託先（ただし、処分委託先の個別名称については公表を任意とする。）、処分委託先ごとの処分委託量、処分委託先における処分区分及び再生を行う場合にあっては再生品の用途
- d) 過去 1 年間の売却先（ただし、売却先の個別名称については公表を任意とする。）、売却先ごとの売却量及び売却品の用途

- ・ 焼却処分を行っている産業廃棄物処分業者である場合にあっては、直前 1 年間の熱回収の有無及び実績
- ・ 産業廃棄物収集運搬業者である場合にあっては、低公害車の導入状況
- ・ 直前 3 年間分の財務諸表
- ・ 料金表の提示、料金算定式の提示、個別見積もり等の料金の提示方法
- ・ 組織体制（社内組織、職務分掌等）
- ・ 生活環境保全上の利害関係者に対する事業場の公開の有無及び公開頻度

⑤ 電子マニフェストの利用が可能であること。

⑥ 財務体質の健全性に係る次に掲げる基準に適合していること。

- a) 過去 3 カ年の平均自己資本比率が 10%以上であること
- b) 過去 3 カ年の経常損益の合計額に過去 3 カ年の減価償却費の合計額を加えて得た額が 0 円以上であること
- c) 国税、都道府県税、市町村税、社会保険料、労災・雇用保険料及び維持管理積立金の納付額に未納のものが無いこと

(2) 都道府県知事は、当該申請者が優良基準に適合していると認めるときは、産業廃棄物処理業の許可の有効期間を 7 年とし、それ以外の場合は 5 年とする。

9. 定期検査（法第8条の2の2及び第15条の2の2関係）

一般廃棄物処理施設（焼却施設及び最終処分場に限る。）の設置者及び産業廃棄物処理施設（焼却施設、石綿熔融施設、P C B 処理施設及び最終処分場に限る。）の設置者は、当該廃棄物処理施設について、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、都道府県知事の検査を受けなければならない（法第8条の2の2及び第15条の2の2）。

(1) 定期検査の申請（法第8条の2の2第1項及び第15条の2の2第1項関係）

- ① 法第8条の2の2第1項及び第15条の2の2第1項の検査（以下「定期検査」という。）を受けようとする者は、以下の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
 - ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ・ 許可番号及び許可年月日
 - ・ 施設の名称及び所在地
- ② 廃棄物処理施設の設置者が自主的に行った点検の結果など、参考となる書類又は図面がある場合には、これを申請書に添付するものとする。

(2) 定期検査の受検期間（法第8条の2の2第1項及び第15条の2の2第1項関係）

法第8条の2の2第1項及び第15条の2の2第1項の環境省令で定める期間は、5年以内とする。

改正法施行の際、既に使用前検査を受けた施設の設置者は、一定期間⁴以内に定期検査を受けなければならないこととする。

(3) 定期検査結果の通知（法第8条の2の2及び第15条の2の2関係）

都道府県知事は、定期検査を行ったときは、施設の設置者に対し、検査終了日、検査の結果及び次回の検査に係る受検期限等を書面により通知するものとする。

⁴ 当該施設に係る設置の許可を受けた時期に応じて1～5年以内とする。

10. 維持管理情報の公表（法第8条の3、第9条の3及び第15条の2の3関係）

一般廃棄物処理施設（焼却施設及び最終処分場に限る。）の設置者及び産業廃棄物処理施設（焼却施設、石綿熔融施設、PCB処理施設及び最終処分場に限る。）の設置者は、当該廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない（法第8条の3、第9条の3及び第15条の2の3）。

(1) 公表の対象情報（法第8条の3第2項、第9条の3第6項及び第15条の2の3第2項関係）

法第8条の3第2項、第9条の3第6項及び第15条の2の3第2項で定める環境省令で定める事項は、処分した廃棄物の各月ごとの種類及び数量、焼却施設の燃焼室中の燃焼ガスの温度等、法第8条の4に基づき記録し、処理施設に備え置かなければならないこととされている事項（過去3年分のもの）とする⁵。

(2) 公表方法⁶

法第8条の3第2項、第9条の3第6項及び第15条の2の3第2項の環境省令は、各月の維持管理情報について、当該月の翌月の末日までに公表することとする（ただし、連続測定が必要とされている維持管理情報については、任意とする。）。

11. 異常が生じた廃棄物処理施設への対応（現行規則第12条の6並びに基準省令第1条第2項及び第2条第2項関係）

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準（以下「維持管理基準」という。）において、「施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置」の記録を作成し、3年間（最終処分場にあつては、廃止までの間）保存することとされている（現行規則第12条の6並びに基準省令第1条第2項及び第2条第2項）。

産業廃棄物が産業廃棄物処理施設から流出する等の異常な事態が生じたときに講じた措置については、記録を作成し、3年間（最終処分場にあつては、廃止までの間）保存しなければならないことを、維持管理基準に明示的に規定する。

⁵ 現行法においても、これらの施設設置者は、維持管理に関する情報について、記録し、施設に備え置かなければならないこととされている。

⁶ 公表方法については、法律上「インターネットその他の適切な方法」で行うこととされているが、「その他の適切な方法」としては、インターネットでの公表が困難な連続測定に関する維持管理情報について、求めに応じてCD-ROMを配布することや、事業場での閲覧等が考えられる。

12. 設置者が不在となった最終処分場対策（法第8条の5及び第15条の2の4関係）

最終処分場の設置者又は最終処分場の設置者であった者若しくはその承継人（これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該最終処分場を承継する者が存しないときは、当該法人の役員であった者を含む。）は、維持管理積立金の積立てをしている最終処分場について埋立処分の終了後に維持管理を行う場合その他環境省令で定める場合には、環境省令で定めるところにより、当該最終処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができる（法第8条の5及び第15条の2の4）。

維持管理積立金を取り戻すことができる場合は、都道府県知事により最終処分場の廃止の確認を受けた場合又は維持管理積立金を積み立てるべき額が負数となった場合とする（現行規則第4条の13第1項）。

埋立処分の終了後に維持管理を行う場合であって、当該維持管理に要する期間が1年を超えるときは、その1年間に行おうとする維持管理に必要な費用の額に限り取り戻すことができる（現行規則第4条の14）。

(1) 最終処分場の設置者であった者又はその承継人等が維持管理積立金を取り戻す際の手続（現行規則第4条の13第1項及び第4条の14関係）

- ① 法第8条の5第6項及び第15条の2の4で定める環境省令で定める場合に、設置許可が取り消された最終処分場について維持管理を行う場合を追加する。
- ② 規則第4条の14の維持管理を行う場合に、設置許可が取り消された最終処分場について維持管理を行う場合を追加する。
- ③ 最終処分場の設置者であった法人が解散し、当該最終処分場を承継する者が存しない場合における当該法人の役員であった者及び最終処分場の設置者であった者の承継人（当該者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該最終処分場を承継する者が存しないときは、当該法人の役員であった者を含む。）は、当該最終処分場について積み立てられた維持管理積立金の額を照会することができることとする。

(2) 取戻しの申請（法第8条の5第6項及び第15条の2の4関係）

- ① 最終処分場の設置者であった者又はその承継人（これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該最終処分場を承継する者が存しないときは、当該法人の役員であった者を含む。）が維持管理積立金の取戻しの申請を行う場合には、以下の事項を記載した申請書を提出しなければならないこととする。

（申請事項）

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 最終処分場の許可の年月日及び許可番号
- ・ 最終処分場の設置の場所、埋立地の面積及び埋立容量
- ・ 取り戻そうとする維持管理積立金の額及びその算定の基礎
- ・ 申請の理由

② 申請書には次に掲げる書類を添付するものとする。

(添付書類)

- ・ 維持管理の内容を記載した書面
- ・ 経費の明細書
- ・ 維持管理を行うことを証する書面
- ・ 申請者が最終処分場の設置者であった者又はその承継人（これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該最終処分場を承継する者が存しないときは、当該法人の役員であった者を含む。）である場合にあっては、その旨を証する書面
- ・ 申請者が法人の役員であった者である場合にあっては、当該法人が解散し、当該最終処分場を承継する者が存しないことを証する書面⁷

13. 多量排出事業者処理計画（法第 12 条第 9 項から第 11 項まで及び第 12 条の 2 第 10 項から第 12 項まで関係）

多量排出事業者は、環境省令で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない（法第 12 条第 9 項）。

多量排出事業者は、計画の実施の状況について、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない（法第 12 条第 10 項）。

都道府県知事は、計画及び実施の状況について、環境省令で定めるところにより、公表するものとする（法第 12 条第 11 項）。

特別管理産業廃棄物についても同様とする（法第 12 条の 2 第 10 項から第 12 項）。

(1) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の様式

法第 12 条第 9 項及び第 12 条の 2 第 10 項の環境省令で定める基準において、計画の様式を設ける。

(2) 計画等の記載事項の変更（現行規則様式第 2 号の 2 から第 2 号の 5 まで関係）

- ① 委託する処分（様式第 2 号の 2 及び第 2 号の 4）又は委託した処分（様式第 2 号の 3 及び第 2 号の 5）の内容について、再生利用、熱回収、処分の別や、認定熱回収施設設置者又は特例優良許可業者（優良基準に適合するとして許可期間の特例を受けた者をいう。）に委託している場合にはその別に記載することとする。
- ② 再生利用、処分等について、その主な方法について記載することとする。

⁷ 許可が取り消された者又はその承継人から当該最終処分場が移転していないことを証する書類として、当該最終処分場の登記事項証明書が考えられる。

(3) 公表（法第 12 条第 11 項及び第 12 条の 2 第 12 項関係）

都道府県知事への提出は電子ファイル（メール又はCD-ROM等）にて行うこととし、都道府県知事は、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

14. 広域的処理認定制度の合理化（法第 9 条の 9 及び第 15 条の 4 の 3 関係）

広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者（以下「広域的処理認定業者」という。）は、当該広域的処理に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類、性状及び処理方法等に係る変更をしようとするときは、環境大臣の変更の認定を受けなければならない（現行令第 5 条の 8 及び現行規則第 6 条の 21 第 4 号）。

広域的処理認定業者は、運搬車又は運搬船を用いて当該認定に係る廃棄物の収集又は運搬を行うときは、次に掲げる事項を当該運搬車又は運搬船の外側に見やすいように表示するものとする（現行規則第 6 条の 19）。

- ・ 当該認定に係る廃棄物の種類及びその収集又は運搬の用に供する運搬施設である旨
- ・ 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 認定を受けた者の委託を受けて当該認定に係る収集又は運搬を行う者にあっては、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 当該認定に係る廃棄物の処分（再生を含む。）を行う場所の所在地

広域的処理認定業者は、毎年 6 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間における当該認定に係る廃棄物の処理に関し、当該廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない（現行規則第 6 条の 24 及び第 12 条の 12 の 13）。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 次に掲げる数量又は熱量
 - ー 当該申請に係る処理を行った廃棄物の種類ごとの数量
 - ー 当該申請に係る処理に伴い生じた廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量
 - ー 再生を行った場合にあっては再生品の種類ごとの数量
 - ー 熱回収を行った場合にあっては当該熱回収により得られた熱量

(1) 変更手続の合理化（現行規則第 6 条の 21 第 4 号及び第 12 条の 12 の 13 関係）

広域的処理認定に係る処理に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の処理方法の変更については、変更認定が必要とされているところ、届出で足りることとする。

(2) 車両表示の合理化等（現行規則第 6 条の 19、第 7 条の 2 の 2 及び第 12 条の 12 の 13 関係）

広域的処理認定業者の委託を受けて当該認定に係る収集運搬を行う者の使用する運

搬車又は運搬船については、以下①の事項を表示すれば足りることとする。また、当該者が収集運搬を行う際は、②の書面を備え付けておくこととする。

①車両表示事項

- ・ 当該認定に係る廃棄物の収集運搬の用に供する運搬施設である旨
- ・ 認定番号
- ・ 当該認定に係る廃棄物の収集運搬を行う者の氏名又は名称

②書面備付け事項

- ・ 当該認定に係る廃棄物の処分（再生を含む。）を行う場所の所在地を証する書類
- ・ 広域的処理認定証の写し

(3) 広域的処理認定報告書の記載事項の変更（現行規則第6条の24及び第12条の12の13関係）

認定基準を満たす処理の実施についてフォローアップを行えるよう、現行規則第6条の24及び第12条の12の13に基づく報告書の記載事項に、当該申請に係る廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するために行った措置を追加することとする。

15. 熱回収施設設置者認定制度（法第9条の2の4及び第15条の3の3関係）

熱回収施設⁸を設置している者は、環境省令で定めるところにより、施設及び者の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。

熱回収施設の認定は、環境省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

認定熱回収施設設置者が当該認定に係る熱回収施設において行う産業廃棄物の処分については、政令で定める基準に従って行うことができる。

その他認定に関し必要な事項は、政令で定める。

(1) 認定の手続（法第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項関係）

法第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項の認定を受けようとする廃棄物処理施設設置者は、熱回収を行う廃棄物の種類、方法、熱回収率等を記載した申請書及び事業計画の概要書類、過去1年間の熱回収の実績に関する資料、法第8条第1項又は第15条第1項の許可証等の添付書類を提出しなければならない。

⁸ 法第8条第1項又は第15条第1項の許可に係る廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものをいう。法第9条の3第1項に基づき市町村が設置する一般廃棄物処理施設は含まれない。

(2) 認定に係る施設の技術基準（法第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項関係）

法第9条の2の4第1項第1号及び第15条の3の3第1項第1号の環境省令で定める技術上の基準は、以下のとおりとする。

- ① 熱回収に必要な設備（ボイラー又は熱交換器）が設けられていること。
- ② 熱回収によって得られる熱量を連続的に測定し、かつ記録するための装置（発電にあつては電力計、熱利用にあつては圧力計、温度計及び蒸気の流量計）が設けられていること。
- ③ 廃棄物、廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること等、現行規則第4条又は第12条及び第12条の2に規定する廃棄物処理施設の技術上の基準に適合するものであること。

(3) 認定に係る者の能力基準（法第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項関係）

法第9条の2の4第1項第2号及び第15条の3の3第1項第2号の環境省令で定める基準は、当該申請に係る熱回収施設において、10%以上の熱回収率で熱回収を行うことを内容とする事業計画を有し、かつ当該計画を的確かつ継続的に実施するに足りる能力を有するものであることとする。

※ ただし、投入熱量全体の30%を超える範囲で外部燃料を利用する者を除く。

(4) 認定更新期間（法第9条の2の4第2項及び第15条の3の3第2項関係）

法第9条の2の4第2項及び第15条の3の3第2項の環境省令で定める期間は、5年とする。

(5) 認定熱回収施設設置者が従うことができる廃棄物処理基準

認定熱回収施設設置者が従うことができる廃棄物処理基準のうち、保管する産業廃棄物の数量に係る部分については、当該数量が、当該熱回収施設の一日当たりの処理能力の21日分を超えないようにすることとし、その余については通常の廃棄物処理基準と同様とする。

(6) 変更認定等（法第9条の2の4第6項及び第15条の3の3第6項関係）

法第9条の2の4第6項及び第15条の3の3第6項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- ① 認定熱回収施設設置者は、認定内容を変更しようとするときは、都道府県知事の変更の認定を受けなければならないこととする。ただし、一定の軽微な変更については、都道府県知事に届け出れば足りることとする。
- ② 都道府県知事は、認定をしたとき、又は変更の認定をしたときは、認定証を交付しなければならないこととする。

- ③ 認定熱回収施設設置者は、熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該熱回収施設を再開したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととする。

(7) 報告書の提出（法第9条の2の4及び第15条の3の3関係）

認定熱回収施設設置者は、毎年度、熱回収に係る実績報告書を都道府県知事に提出しなければならないこととする。

16. 輸入許可対象の拡大（現行令第6条の2、第6条の6、第6条の12及び第6条の15関係）

事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない（法第12条第6項）。

産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、政令で定める基準に従って委託する場合その他環境省令で定める場合はその限りでない（法第14条第16項）。

事業者は、その産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合には、環境大臣の許可を受けて輸入された廃棄物以外の廃棄物に限り委託することができる（現行令第6条の2第2号）。

再委託の場合も同様とする（現行令第6条の12）。

特別管理産業廃棄物についても同様とする（法第12条の2第6項及び第14条の4第16項並びに現行令第6条の6及び第6条の15）

国外廃棄物の輸入をできる者として、国外廃棄物の処分を他人に委託して適正に処理することができる者と認められる者を追加したことに伴い、法第12条第6項及び第12条の2第6項の政令で定める基準（委託基準）において、自ら処理するものとして輸入許可を受けて輸入された産業廃棄物以外の産業廃棄物については委託することができることとする。

法第14条第16項及び第14条の4第16項の政令で定める基準（再委託基準）において、輸入許可を受けて輸入された廃棄物については、再委託することができないこととする。

17. 施行期日

平成23年4月1日を予定（改正法の施行日と同日。なお、改正法の施行期日については別途改正法の施行期日を定める政令において定める。）。